

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第十号

徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部を改正する条例

徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表に次のように加える。

図書館 博物館 美術館 二十一世紀館	情報通信技術を活用した集会等のための用具
-----------------------------	----------------------

別表第二中「照明等」の下に「及び情報通信技術を活用した集会等」を、「又は夜間」の下に「（集会室一、集会室二、博物館講座室及び美術館講座室にあつては、午前又は午後）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（徳島県都市公園条例の一部改正）

2 徳島県都市公園条例（昭和三十二年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一 徳島県文化の森総合公園の項中「徳島県立博物館」を「徳島県立図書館 徳島県立博物館」に、「照明等」を「照明等及び情報通信技術を活用し

た集会等」に改める。